

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	一
○県営土地改良事業計画の縦覧(二件)	(農村振興課)	一
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	二
○保安林の指定施業要件の変更	(同)	二
○道路の区域変更	(道路課)	二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	(契約課)	三
公 告		
○公安委員会		
○鉄砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定に基づく医師の指定		三
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の規定による医師の指定		四
○警備業法第五十一条の規定による医師の指定		四

## 告 示

○宮城県告示第九百三十一号  
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、  
農用地利用配分計画を次のとおり認可した。  
平成二十九年十月十七日

## 一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

## 二 認可年月日

平成二十九年十月十七日

## ○宮城県告示第九百三十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営大目地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧期間

平成二十九年十月十七日から平成二十九年十一月十五日まで

## 三 縦覧場所

栗原市役所

## ○宮城県告示第九百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営東田地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十九年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

## 二 縦覧期間

平成二十九年十月十七日から平成二十九年十一月十五日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十月十七日

一 解除予定保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市北上町十三浜字立神二四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年十月十七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市小浜浜大房山二の三、清水田浜尾崎三七の一（次の図に示す部分に限る。）、網地浜髪剃坂一〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇七の九四、一〇七の九八（次の図に示す部分に限る。）、

前田一二二、十八成浜清崎山一の五一

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月十七日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登米市津山町柳津字大土三二の一

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年十月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
気仙沼市二ノ浜八八番六地先から 同市二ノ浜八八番二地先まで		前	六・四 一四・八	五五・一
		後	九・八 二一・八	五五・一

○宮城県告示第九百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称 松島町

- 二 都市計画事業の種類及び名称

- 1 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

- 2 名称

松島町公共下水道

- 三 事業施行期間

昭和六十年二月二十六日から平成三十三年三月三十一日まで

- 四 事業地

- 1 取用の部分

昭和六十年宮城県告示第八十七号、昭和六十三年宮城県告示第八百七号、平成三年宮城県告示第七十六号、平成九年宮城県告示第二百六十号、平成十一年宮城県告示第三百九十四号、平成十八年宮城県告示第三百二十九号、平成二十五年宮城県告示第二百二十七号、平成二十七年宮城県告示第四百四十五号、平成二十七年宮城県告示第一千五十五及び平成二十八年宮城県告示第九百五十二の事業地に松島町磯崎字長田、松島町高城字西柳を加え、松島町高城字浜を変更する。

- 2 使用の部分

変更なし

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年十月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県工事管理システムサービス提供業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年十月六日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号
- 五 落札金額 二億二百六十八万九千円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十九年八月二十五日

### 公安委員会

○宮城県公安委員会告示第142号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき、次のとおり医師を指定した。

平成29年10月17日

宮城県公安委員長 森山 博

- 1 指定した医師

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
高野 毅久	東北福祉大学せんだんホスピタル	仙台市青葉区国見ヶ丘6丁目6番8号	・銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気を有する者（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第33号に定める病気を有する者）にかかっている者並びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者 （平成9年法律第142号）
高野 憲之	南浜中央病院附属みなみほまクリニック	岩沼市館下1丁目3番17号	
門 間 好道	こだまホスピタル	石巻市山下町2丁目5番7号	
菅野 庸	こころのホスピタル古川クリニック	大崎市古川西館3丁目6番60号	

皆 野 道	青葉病院	仙台市宮城野区幸町3丁目15番20号	第123号)第8条第16項に規定する認知症である者
-------	------	--------------------	---------------------------

2 指定年月日

平成29年10月17日

3 平成21年宮城県公安委員会告示第198号の廃止

平成21年宮城県公安委員会告示第198号(銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき医師の指定)は、廃止する。

○宮城県公安委員会告示第143号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第41条の2の規定により、次のとおり医師を指定した。

平成29年10月17日

宮城県公安委員長 森山 博

1 指定した医師

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地
小高 晃	松田会エバーグリーン病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷17番地の1
金 仁	東北会病院	仙台市青葉区柏木1丁目8番7号
原田 伸彦	国見台病院	仙台市青葉区国見1丁目15番22号

2 指定年月日

平成29年10月17日

3 平成20年宮城県公安委員会告示第50号の廃止

平成20年宮城県公安委員会告示第50号(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の規定による医師の指定)は、廃止する。

○宮城県公安委員会告示第144号

警備業法(昭和47年法律第117号)第51条の規定により、次のとおり医師を指定した。  
平成29年10月17日

宮城県公安委員長 森山 博

1 指定した医師

医師の氏名	病院の名称	病院の所在地
小高 晃	松田会エバーグリーン病院	仙台市泉区実沢字立田屋敷17番地の1
金 仁	東北会病院	仙台市青葉区柏木1丁目8番7号
原田 伸彦	国見台病院	仙台市青葉区国見1丁目15番22号

2 指定年月日

平成29年10月17日

3 平成20年宮城県公安委員会告示第51号の廃止

平成20年宮城県公安委員会告示第51号(警備業法第51条の規定による医師の指定)は、廃止する。